

## 湯梨浜町議会意見交換会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成24年3月22日議会改革基本問題調査特別委員会中間報告の議会改革重点推進項目に基づき実施する議会意見交換会(以下「意見交換会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 意見交換会は、年1回以上開催する。ただし、災害等により期限内の開催が困難な場合は、議会運営委員会で日程・内容を協議、調整の上、開催するものとする。

(会場)

第3条 会場は、原則として3会場とし、泊地域、東郷地域、羽合地域でそれぞれ開催する。

2 前項の規定にかかわらず、住民の参加状況、報告内容を考慮の上、各地域で会場を分散して開催することもできるものとする。

(開催申込書)

第4条 町内の集落・団体から湯梨浜町議会意見交換会開催申込書(別記様式)が提出された場合は、前2条の規定にかかわらず、議会運営委員会で協議、調整の上、意見交換会を開催することができるものとする。

(議会報告内容)

第5条 議会報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議案(予算・条例等)の審議及び審査の内容とその結果
- (2) 常任委員会、特別委員会(以下「各委員会」という。)の活動状況
- (3) その他重要と思われる事項

2 前項の報告は、各委員会が所管する事項について行い、報告する内容は、各委員会で協議し決定する。

(班編成・構成)

第6条 意見交換会は、原則として議員全員で対応する。

2 班構成は、所属委員会、出身地等を考慮し、議会運営委員会において協議し決定する。

3 班に代表者を置き、構成員の互選により決定する。

(出席者及び役割分担)

第7条 意見交換会における役割分担は、司会者、報告者、記録者とする。

2 司会者、記録者、報告者は、議会運営委員会で協議し決定する。

(記録)

第8条 意見交換会の記録は、記録者において要点を記録する。

(次第)

第9条 意見交換会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議員紹介
- (3) 議会報告
- (4) 質疑応答
- (5) 意見・提言
- (6) 閉会あいさつ

(資料)

第10条 意見交換会での配布資料は、各委員会で案を作成し、議会運営委員会で諮って決定し、全員協議会に報告する。

(報告書の作成等)

第11条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、記録者が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

2 町行政に対する意見・提言・要望等で重要なものは、議長が取りまとめて町長に文書等で通知する。

(結果の公表)

第12条 前条の報告書は町議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だより等で公表する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

別記様式（第4条関係）

湯梨浜町議会意見交換会開催申込書

年 月 日

湯梨浜町議会議長 様

申込者 { 集落・団体名  
代表者名  
住 所  
連絡先 (TEL )

湯梨浜町議会意見交換会実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申込み  
します。

希 望 日 時	第1希望 年 月 日( ) 時 分～ 時 分 第2希望 年 月 日( ) 時 分～ 時 分 第3希望 年 月 日( ) 時 分～ 時 分
開催場所	
参加予定人数	人
会議の議題	
備 考 (会議の議題への要望等があれば、具体的にご記入ください。)	

## 〇〇委員会報告 〈委員会構成員氏名〉

### 1 主な議案と審査結果

#### (1) 予算

事業名 (〇年〇月議会提出)	事業の概要	審査内容と結果(審査のポイント)

#### (2) 条例

議案名 (〇年〇月議会提出)	議案の概要	審査内容と結果(審査のポイント)

#### (3) その他(決算やその他の議案)

議案名 (〇年〇月議会提出)	議案の概要	審査内容と結果(審査のポイント)

## 2 委員会活動報告（調査研究・所管事項・陳情審査等）

（調査研究の場合）

調査研究 （○年○月実施）	調査の概要	考察等

（所管事項の場合） 例 幼保一元化について、財政健全化について

所管事項	概要	考察等

（陳情審査の場合）

陳情	趣旨	審査内容と結果（審査のポイント）

## 3 その他